2020.5.25改

新型コロナウイルス感染症に係る公的支援制度の概要(抜粋)

金　　融

確定情報
検討中・報道情報

社会保障

確定情報
検討中・報道情報

税　　制

確定情報
検討中・報道情報

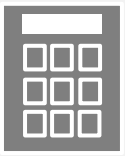

会 計 等

確定情報
検討中・報道情報

株式会社AGSコンサルティング
AGS税理士法人

新型コロナ感染症関連融資制度・支援策一覧

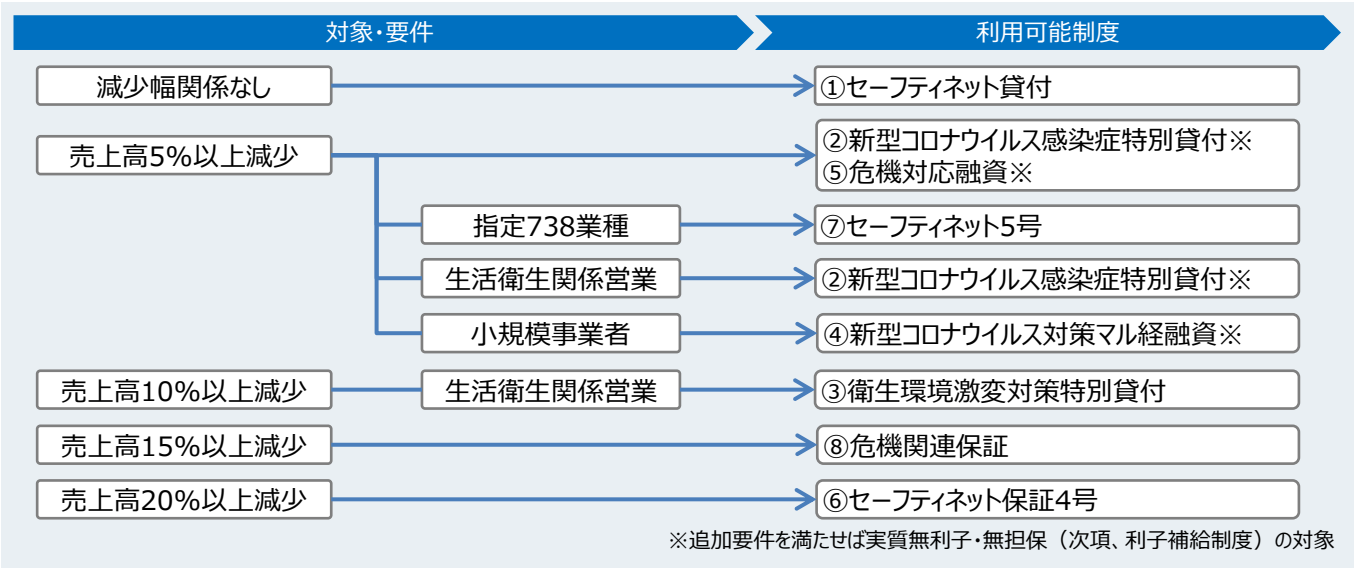

※追加要件を満たせば実質無利子・無担保（次項、利子補給制度）の対象

制度名	融資限度額	対象・要件	最大貸付期間 (最大据置期間)	金利(参考)	管轄
①セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金)	**・中小企業事業　7.2億円** **・国民生活事業　4,800万円**	・今後影響が見込まれる事業者	・設備15年 ・運転8年 （3年）	・1.11% ～1.91%	日本政策金融公庫
②新型コロナウイルス感染症特別貸付	**・中小企業事業　別枠3億円** **・国民生活事業　別枠0.6億円** **・生活衛生関係営業 別枠0.6億円**	・最近1ヶ月売上高前(々)年同期比△5%以上減	・設備20年 ・運転15年 （5年）	・1.11 ～1.65%	
③衛生環境激変対策特別貸付	**・旅館業　別枠3,000万円** **・飲食店業等　別枠1,000万円**	・旅館業、飲食店業等 ・最近1ヶ月売上高前(々)年同期比△10%以上減	・7年 （2年）	・1.91%	
④新型コロナウイルス対策マル経融資（小規模事業者経営改善資金）	**・別枠1,000万円**	・小規模事業者 ・最近1ヶ月売上高前(々)年同期比△5%以上減	・設備10年(4年) ・運転7年(3年)	・通常金利	
⑤危機対応融資	**・中小企業** **・1社あたり残高3億円**	・最近1ヶ月売上高前(々)年同期比△5%以上減	・設備20年 ・運転15年 （5年）	・1.11%	商工組合中央金庫
⑥セーフティネット保証4号	**・全国47都道府県** **・別枠保証2.8億円** **・100%保証**	・売上高前年同月比△20%以上減 ・認定指定期間～6.1	-	・各金融機関	信用保証協会
⑦セーフティネット保証5号	**・指定738影響業種** **・別枠保証2.8億円** **・80%保証**	・売上高前年同月比△5%以上減 ・認定指定期間～6.30	-	・各金融機関	
⑧危機関連保証	**・全国、全保証対象業種** **・別枠保証2.8億円** **・100%保証**	・売上高前年同月比△15%以上減 ・認定指定期間～1.31	-	・各金融機関	

□ 全国銀行協会による手形交換に関する特例措置　（新型コロナ感染症の影響により下記状況となった小切手・手形）

①支払期日を過ぎた場合も取立・決済可能とする　②不渡報告の掲載・取引停止処分の猶予

出所：経済産業省資料等よりAGSコンサルティング 作成

©AGS Group All rights reserved

確定情報

金融

政府系金融機関融資の利子補給

制度名	補給対象上限額(*)	対象・要件	補給期間
特別利子補給制度	・中小事業1億円 ・国民事業0.3億円（日本公庫等） ・危機対応融資1億円（商工中金）	• 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」「危機対応融資」の借入を行った者で、以下の条件を満たす者 • 個人事業主(小規模に限る)：要件なし • 小規模事業者(法人)：売上高△15%以上減 • 中小企業者(上記を除く)：売上高△20%以上減	• 当初3年間

(*)利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

民間金融機関融資の保証料・利子減免

制度名	融資上限	対象・要件	補給期間
信用保証付融資における保証料・利子減免	・3,000万円	• 「セーフティネット保証4号・5号」「危機関連保証」を利用し、以下の条件を満たす者 • 個人事業主(小規模に限る)：売上高△5%以上減→保証料・金利ゼロ • 小・中規模事業者(上記除く)：売上高△5%以上減→保証料1/2 売上高△15%以上減→保証料・金利ゼロ	• 当初3年間

既往債務の借換、実質無利子化

制度名	対象制度		金利引き下げ・実質無利子化の限度額	借換限度額(*)
既往債務の借換	日本政策金融公庫等	• 新型コロナウイルス感染症特別貸付 • 新型コロナウイルス対策マル経融資 • 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 • 新型コロナウイルス対策衛経 等	• 中小事業 1億円 • 国民事業 3,000万円	• 中小事業 3億円 • 国民事業 6,000万円
	商工組合中央金庫等	• 危機対応融資	• 1億円	• 3億円

(*)限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

特例リスケジュール

制度名	内容
中小企業再生支援協議会による特例リスケジュール	• 既存債務の1年間の元金返済猶予の要請実施 • 資金繰り計画策定による金融機関調整 • 資金繰りの継続サポート • 諸費用の中小企業負担割合の軽減

日本政策投資銀行による支援

制度名	内容
新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド	• 日本政策投資銀行は新型コロナウイルス感染症による影響を受けた企業の迅速かつ着実な回復・成長を支援することを目的に、「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を設置

検討中・報道情報

（2020.5.25時点）

項目	内容
政府系金融機関等の資本注入による支援（官民ファンド）	• 大企業向けに、政策投資銀行の出資枠を1000億円から倍増 • 中堅企業向けに、地域経済活性化支援機構(REVIC)が設立するファンドによる資本注入等を行う • 中小企業向けに、中小企業基盤整備機構等が設立する「中小企業経営力強化支援ファンド」による資本注入を行う（500億円規模、設立は8月～9月を目途） • 産業革新投資機構(JIC)を通じ再編や成長投資を支援
政府系金融機関等の劣後ローンによる支援	• 政策投資銀行や日本政策金融公庫の劣後ローンによる支援

出所：経済産業省資料等より AGSコンサルティング 作成

©AGS Group All rights reserved

雇用調整助成金の特例措置

項目	内容	適用日
雇用調整助成金の更なる拡充について	**拡充1：**中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、『**休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10**』 **拡充2：**都道府県の休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し一定の要件を満たす場合は、『**休業手当全体の助成率を特例的に10/10**』 **更なる拡充：** ・小規模事業主については、「実際の休業手当額」を用いて助成率を算定 ・小規模事業主以外についても、助成額を算定する「平均賃金額」算定方法を簡素化し、源泉所得税の納付書により算定可能に ・休業等計画届の提出を「不要」とし、支給申請のみの手続きとする。（※休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出）	2020.4.8以降の休業等に遡及（2020.4.8以降の期間を含む支給単位期間に適用）

新型コロナ対策として働き方改革を推進する事業者に対する助成金

項目	要件	事業実施期間・提出期限	補助率	対象事業主
「働き方改革推進支援助成金」テレワークコース	• 事業実施期間中に助成対象の取組を行い、テレワークを実施した労働者が1人以上いること	• 事業実施期間：2020.2.17～5.31 • 提出期限 交付申請書：2020.5.29 事業実施計画書：2020.5.31 支給申請：2020.7.15	補助率：取組み費用の1/2（１企業当たり100万円を上限）	・新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主
「働き方改革推進支援助成金」職場意識改善特例コース	• 病気休暇制度や子供の休校等に関する特別休暇制度の整備に取り組む中小企業事業主	• 2020.2.17~5.31までに特別休暇を就業規則に整備し施行 • 2020.5.29までに交付申請書を提出 • 事業終了後、支給申請書の提出 • 締切：2020.7.15	助成率：取組み費用の3/4（50万円を上限）	・労災保険の適用事業主で、特別休暇の規定の整備を行う中小企業の事業主

労働保険の年度更新期間の延長

項目	概要	具体的な手続き	申告・納付方法
労働保険の年度更新期間の延長	本年度の労働保険の年度更新期間（2020.6.1～7.10）40日を2020.6.1～8.31までの3月間の期間に延長	• 令和元年度の確定保険料と令和2年度の概算保険料を申告・納付（※） ※新型コロナ税特法による納付猶予の手続きも、年度更新手続きと併せて行うことができる ・年度更新期間は2020.6.1～8.31(延長後)	・労働局、労働基準監督署（外部会場での受付も含む）、郵送、電子申請、金融機関

厚生年金保険料等の特例

項目	猶予内容	申請方法	要件	対象となる保険料
厚生年金保険料等の納付猶予	• 申請により1年間猶予 • 担保の提供は不要 • 延滞金なし	・「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所に提出（郵送申請可） ・指定期限（※）までに送付 ※毎月の納期限からおおよそ25日後	• 以下①、②のいずれも満たす方 ①新型コロナウイルスの影響により2020年2月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少していること ②一時に納付を行うことが困難であること	・2020.2.1～2021.1.31に納期期限が到来する厚生年金保険料等

出所：経済産業省、厚生労働省資料等より AGSコンサルティング 作成

©AGS Group All rights reserved

確定情報

社会保障

事業者全般に対する支援

項目	支給額	申請・受取	対象・要件
持続化給付金	• 前年総売上(事業収入)-(前年同月比△50%月の売上×12ヶ月) • 法人上限200万円 • 個人事業者等上限100万円 (*)昨年1年間の売上からの減少分が上限	**・5月1日（金）より申請受付を開始** 通常2週間程度で入金 ※原則電子申請	• ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少 • 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 • 法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者 ※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方には特例あり ※5/8以降、10万円未満の額についても支給（5/7以前に給付の申請をした事業者に対しては、切り捨てた分を後日支給）

※持続化給付金　事務局HPより電子申請　https://www.jizokuka-kyufu.jp/

休業事業者に対する都の支援

項目	支給額	申請受付期間	対象・要件
感染拡大防止協力金(第1回)	• 50万円 • (2店舗以上有する場合は100万円)	2020.4.22～6.15	• 東京都内に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ中小企業及び個人事業主で企業が実質的に経営に参画していない方 • 2020.4.10以前から休止を要請されている施設等で必要な許認可を得て、運営している方 • 2020.4.11～2020.5.6の内、少なくとも2020．４．16から５．６までの全ての期間において休業等を行っていること
感染拡大防止協力金(第2回)	• 50万円 • (2店舗以上有する場合は100万円)	2020.6.17～7.17	• 「東京都における緊急事態措置等」により、休止又は営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業、個人事業主及びＮＰＯ法人等 • 令和２年５月７日からの緊急事態措置期間中に休業等の要請に全面的にご協力いただいた中小企業、個人事業主及びＮＰＯ法人等

検討中・報道情報
（2020.5.25時点）

雇用調整助成金の特例措置

項目	内容
雇用調整助成金の更なる拡充について	対象労働者１人１日当たり8,330円の上限額を、15,000円へ引き上げを検討

休業者に対する新たな制度

項目	内容	対象・要件	申請方法
休業者給付金	・雇用保険未加入者も対象予定	• 雇用調整助成金を申請していない中小企業の従業員	・従業員がハローワークに申請

出所：経済産業省、厚生労働省資料等より AGSコンサルティング 作成

©AGS Group All rights reserved

申告・納付等の個別延長

- (新型コロナウイルス感染症の影響により) **申告、納税手続が行えない方**については個別に申請を行うことにより、**申告・納付期限の延長が認められる**
- 申請や届出など申告以外の手続についても上記の理由に依る場合には個別に期限延長の取扱いがなされる

国税

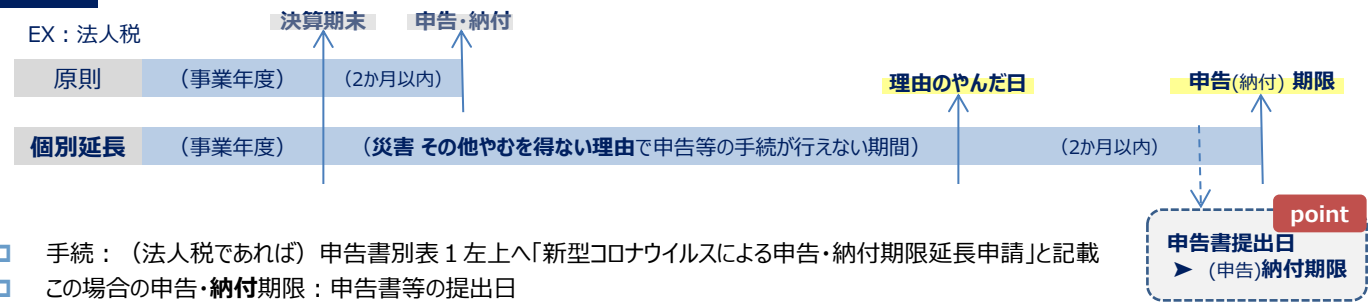

- 手続：（法人税であれば）申告書別表１左上へ「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載
- この場合の申告・**納付**期限：申告書等の提出日
- 対象となる理由
  - ➢ **新型コロナウイルスに関連した申請に係る例示**（参考：国税庁FAQ）
    - 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
    - 上記の他、感染症の影響を受けて事務手続が期限内に終了できないなどの事情により申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合
- 申告書上での、申請を行いたい旨の表記例

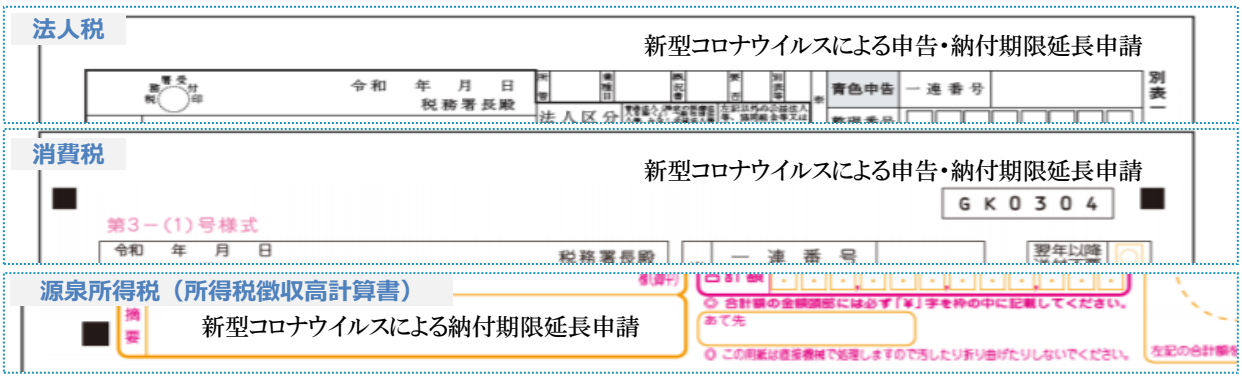

留意点

- 上記のように、**①申告書の提出が可能となったときに「申告書へ所定の記載を行い、申告・納付する場合」**と**②「申請書を提出の上、申請を行った事項について、申告・納付手続を行う場合」**で、納期限の取扱いが異なります
  - ① (運用上)**申告書を提出した日が、納付の期限**としても取り扱われる旨案内されている
  - ② (規定上)申請した「理由のやんだ日」を基準に、**「申告」「納付」の期限が一律に「やんだ日から」2ヶ月以内へ延長**される

運用

point

- 国税：申告期限**内**に個別延長を受ける旨の意思表示も可能（週刊誌取材より）
  - ➢ この場合、申請書に「新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため，○月頃に申告予定」などと記載して税務署等に申請書の提出を行う

©AGS Group All rights reserved

申告・納付等の個別延長

コロナ禍における　中間申告・予定納税については、下記のような場合に期限延長可能となります

- ✓　コロナ禍において、やむを得ない理由 により、かつ、
- ✓　下記　ⅰ、ⅱ のような、「 事務手続きを行うことが出来ず申告・納付が行えない」事情がある

国税

出典：【国税庁】国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ（2020.4.30更新）

ⅰ

「やむを得ない理由」がやんだ後、検討を行った結果…

中間申告の時点において、下記を比較・検討するための準備に時間を要する

1. **「通常の中間申告（前期実績）に係る納付税額」**
2. **「仮決算による中間申告に係る納付税額」**

1. が有利であった場合 → （法人税）予定申告書・（消費税）中間申告書右上へ **申請を行いたい旨、所定の記載を行った上で申告納付**

2. が有利であった場合 → 仮決算による中間申告書の提出、納付を行う（**申告書右上へ申請を行いたい旨、所定の記載**を行う）

ⅱ

仮決算による中間申告書の作成に時間を要する → **「やむを得ない理由」がやんだ後、**
仮決算による中間申告書の提出、納付を行う（**申告書右上へ申請を行いたい旨、所定の記載**を行う）

地方税

原則及び特例的な対応

- 法人住民税：申請不要（法人税の確定申告期限と同日が申告期限となるため）
- **法人事業税：**地方税法の手続による原則の他、自治体によっては条例で独自の延長手続を設けている場合もある
  - ➢ **【原則】本店所在地へ申請書を提出**（地方税法第72条の25第2項又は第4項）
  - ★ ➢ **【条例】事務所等を有する全ての自治体の条例における対応を確認**(東京都の場合：東京都都税条例第17条の2第2項による災害延長)
    - 複数の道府県や市町村に事務所等を有する場合は、各道府県・市町村の条例の規定により、**それぞれの条例に基づく申請方法の確認を**行い、**条例に基づく申請**が必要
- **法人事業所税：対象の自治体へ申請（一律延長対応の自治体も有）** ★

★　主要自治体の条例における対応状況

※　下記特例的な対応については、根拠が地方税法ではなく各自治体の条例である為対応が異なります

税目	東京都	大阪	愛知	福岡
法人事業税（都道府県）	**申告書への所定の記載**で省略可能	**申告書への所定の記載**で省略可能	**申告書への所定の記載**で省略可能	• 緊急事態宣言期間（2020年4月7日から5月6日）中に申告・納付等の期限を迎える県税の納税義務者 ➤ **2020年6月1日申告・納付期限へ一括で期限延長** • 上記以降の取扱い ➤ **申告書への所定の記載で**省略可能
法人事業所税（市町村）	**申告書備考欄への所定の記載**で省略可能	(大阪市) **申告書備考欄への所定の記載**で省略可能	(名古屋市) 申告書備考欄への所定の記載で省略可能	(福岡市) **申告書備考欄への所定の記載**で省略可能

©AGS Group All rights reserved

法人税：欠損金の繰戻還付（特例措置）

- **資本金1億円超　10億円以下の法人においても青色欠損金の繰戻還付を受けることが可能となる**
- 対象期間：**2020.2.1**～2022.1.31までの間に**終了する事業年度**に生じた欠損金額

留意点　point

- 多くの**2020.4.30申告期限の法人より適用対象となる予定（法案成立後適用開始）** ➤ 場合によっては申告期限の個別延長を行う等対応の検討が必要（**当期（欠損事業年度）の申告書と同時に還付請求書の提出が必要である為**）

※　大規模法人（資本金の額が 10 億円を超える法人など）の 100%子会社及び 100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は対象外

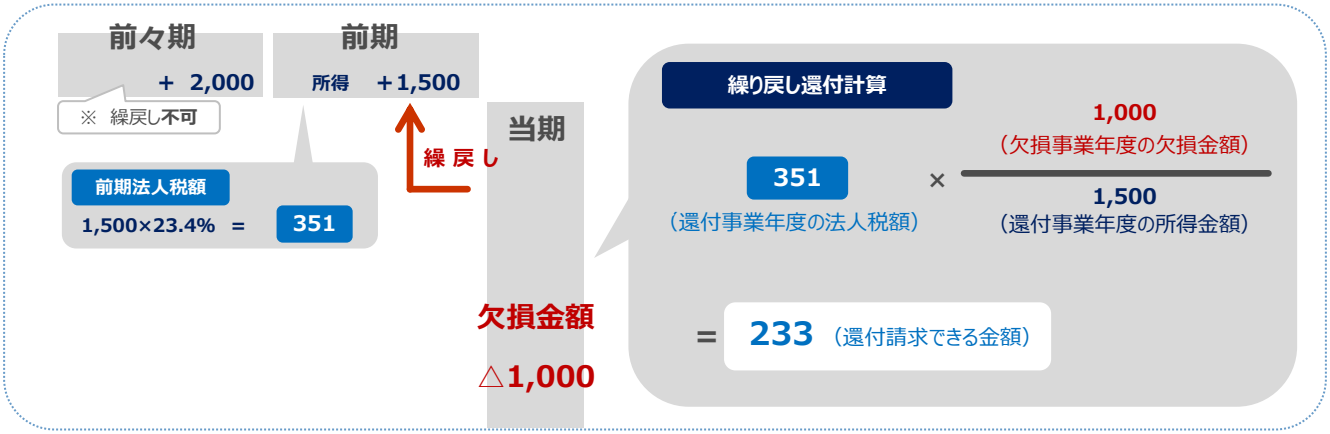

納税の猶予等（特例措置）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により**納税が困難な方へ**下記の通り特例猶予制度が設けられた
- 国税において、本申請が通常に承認された場合には、**申請書提出から1.2週間で「猶予許可通知書」が到着**する

国税

	現行（通則法46条）	特例措置
対象税目	全税目	**2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する国税（印紙で納めるもの等を除く）**
延滞税	1.6%	**なし**
担保の提出	猶予税額＆利子税分	

- **要件：**①2020年2月以後の一定期間（1カ月以上）において、事業等に係る**収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少**しており、かつ、②**一時に納税を行うことが困難**であること
  ※　②の判断の判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況が配慮されます
- **担保：**不要
- **手続き：**税務署へ申請書類を提出
- **申請時期：**適用を受ける国税の納期限または令和2年6月30日のいずれか遅い日まで
- **猶予期間：**1年間（この間に分割納付等も可能）

留意点

- (収入減少の適用要件に該当しなかった場合等、)特例措置における納税猶予の申請の対象とならなかった場合にも、**その他の猶予規定の適用を受けることができる可能性があります**
- **ご検討の際は、国税局猶予相談センターへご連絡ください**（申請用紙へも、電話相談センターへの相談既未済の記載箇所あり）

地方税

- 徴収の猶予制度の特例が設けられ、**国税と同様の取扱い**がされる
- また、「国税」、「地方税」、「社会保険料」の猶予申請のうち、**承認済みのものがある場合には、その他の猶予申請において参考資料として添付の上、同様の記載箇所については省略可能**とされている

©AGS Group All rights reserved

家賃の減額に係る考え方（その他運用情報）

- 企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して**賃料の減額を行った場合、**その賃料を減額したことに**合理的な理由がなければ**、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として、税務上 相手方に対して寄附金を支出したものとして、取り扱われる（一定限度額を超えると損金算入が認められない）
- しかし、賃料の減額が、取引先等に対して、①その復旧を支援することを目的として、②取引先において被害が生じた後相当の期間内に行われたもの である場合には、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられ、その減額した分の差額については、**寄附金として取り扱われない**
- これに関連して国土交通省は関係団体を通して、不動産を賃貸する事業を営む事業者に対して、コロナ禍において、賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対しては、その置かれた状況に配慮し、賃料の支払いの猶予に応じるなど、柔軟な措置の実施を要請している

消費税率等の経過措置について

- 資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置（旧税率８％）の適用を受けている賃料を、**平成 31 年４月１日以後に変更した場合**は、（変更後に行われる資産の貸付けには原則 当該経過措置は適用されませんが、）当該賃料の変更が「正当な理由に基づくもの」であれば、経過措置が適用される
- これについて、**上記の様な政府の要請を踏まえたコロナ禍における対応**として、**当該賃料を減額することが明らかな場合**は、「正当な理由に基づくもの」として取り扱って差し支えなく、引き続き資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置（旧税率８％）が適用される

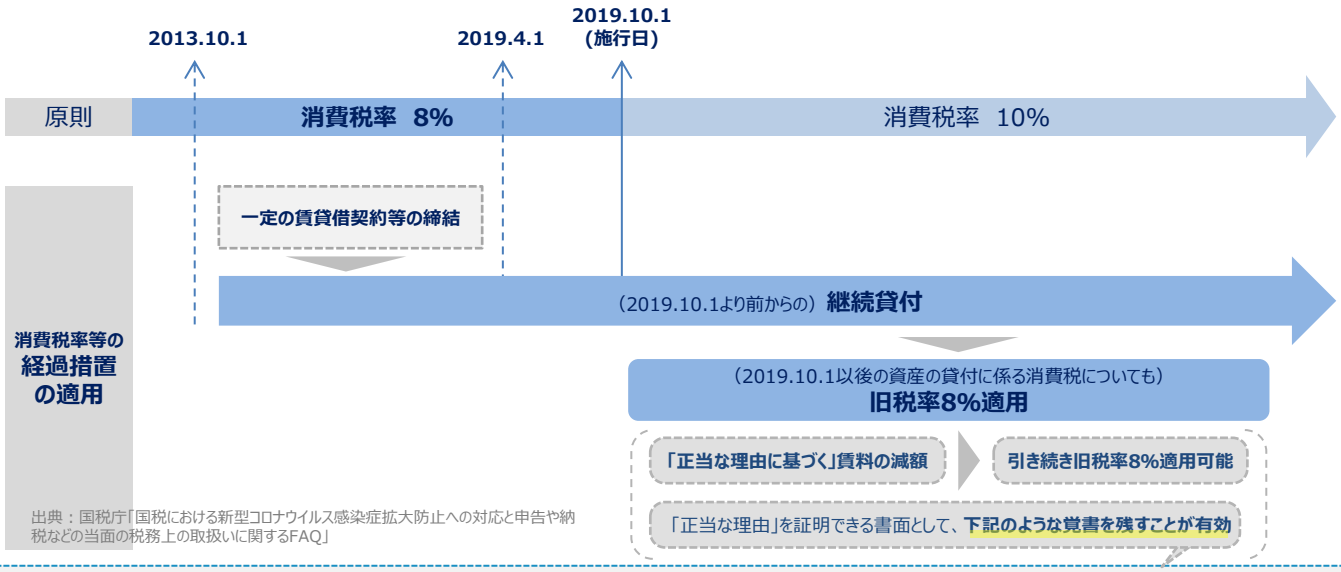

出典：国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」

（記載例）
※本様式はあくまで一例であり、個別の合意内容・状況に応じて編集可能とする。また、電子メールによる形式を用いることも可とする。

覚 書（例）

【不動産所有者等名】（以下「甲」という。）と【取引先名】（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した○○年○月○日付「建物賃貸借契約書」（以下「原契約」という。）及び原契約に関する締結済みの覚書（以下「原契約等」という。）に関し、乙が新型コロナウイルス感染症の流行に伴い収入が減少していること等に鑑み、甲が乙を支援する目的において、以下の通り合意した。

第１条 原契約第△条に定める賃料を令和２年×月×日より令和２年▲月▲日までの間について、月額□□円とする。
第２条 本覚書に定めなき事項については、原契約等の定めによるものとする。

令和２年◇月◇日

出典：国土交通省2020.4.17事務連絡
https://www.mlit.go.jp/common/001342992.pdf

©AGS Group All rights reserved

有価証券報告書等の提出期限延長

- 2020年4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する報告書（金商法第24条第1項：有価証券報告書、金商法第24条の4の7第1項：四半期報告書等）に関し、一律に2020年9月30日まで提出期限を延長
  ※財務局長等へ個別に申請を行う必要なし
- 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が2020年4月17日付けで公布、同日から施行

出典：【金融庁】 企業内容等の開示に関する内閣府令」等の一部改正について https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200417_kaiji/20200417_kaiji.html

【参考例】金融商品取引所に上場している会社

決算期	開示書類	期限（原則）	延長後の期限
• 2020年3月期	• 有価証券報告書	• 2020年6月末	• 2020年9月末
• 2020年12月期 第1四半期(2020年3月末)	• 四半期報告書	• 2020年5月15日	• 2020年9月末

会社法計算関係の定時株主総会における報告について

- 定時株主総会は事業年度の終了後一定の時期に召集しなければならないとされているが（会社法第296条第1項）、必ずしも決算日後3ヶ月以内に開催しなければならないものではない。そのため例年と異なるスケジュールで行うことが可能。
  ※株主総会の招集通知等において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主に来場を控えるよう呼びかけることも可能

①議決権行使の基準日を変更した上で、延期後の定時株主総会において報告する方法
基準日株主が行使することができる権利は、当該基準日から3ヶ月以内に行使するものに限られる（会社法第124条第2項）。そのため、定款で基準日が定められており、新型コロナウイルス感染症に関連し、3か月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じたときは、新たに議決権行使のための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利の内容を公告する必要がある（会社法第124条第3項本文）。

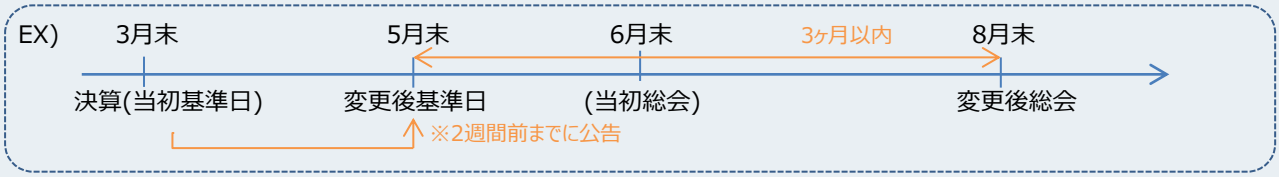

②当初予定した時期に定時株主総会を開催、続行の決議を求め、計算書類等は、継続会において報告する方法
継続会（会社法第317条）において報告する場合、企業及び監査法人は決算業務、監査業務が完了した後直ちに計算書類、監査報告等を株主に提供して株主による検討の機会を確保するとともに、当初の株主総会の後合理的な期間内に継続会を開催する。当初の定時株主総会の時点で継続会の日時及び場所が確定できない場合、議長に一任する決議も許容されるが、継続会の日時・場所が決まり次第、事前に株主に十分な周知を図る必要がある。当初の定時株主総会と継続会の間の期間については、3ヶ月を超えないことが一定の目安になるものと考えられる。
※当初予定した定時株主総会において剰余金の配当決議を行う場合、効力発生日が2020年3月期の計算書類の確定前である限り、最終事業年度(会社法第2条24号)である2019年3月期の計算書類に基づいて算出された分配可能額の範囲内において行うことが可能(会社法第461条)

出典：【経済産業省】 株主総会（オンラインでの開催等）、企業決算・監査等の対応 https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai.html

貸借対照表、損益計算書等のウェブ開示によるみなし提供制度について

- 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(法務省令第37号)が公布され(2020.5.15)、同日施行
- 定時株主総会の招集の通知に際して、本省令の施行の日から６ヶ月以内に招集の手続が開始される定時株主総会に限り、事業報告における「当該事業年度における事業の経過及びその成果」及び「対処すべき課題」並びに貸借対照表及び損益計算書に表示すべき事項をいわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象に含めることとする。
  ※ウェブ開示をする旨の定款の定めが必要、会計監査報告に無限定適正意見が付されていることなどの一定の条件を満たす場合にのみ

出典：【法務省】 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和２年法務省令第３７号）について
http://www.moj.go.jp/content/001319873.pdf

©AGS Group All rights reserved

確定情報

会計等

上場制度上の対応に係る有価証券上場規程等の一部改正 (2020.4.21施行)

対象	内容（新型コロナウイルス感染症により下記状態になった会社）
上場会社	債務超過の状態となった場合又は債務超過の状態が解消できない場合、上場廃止までの猶予期間を2年間に延長
上場申請会社	直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載されている場合も基準を充足するものとする
	新規上場に至らなかった場合であって、3年以内に再び新規上場申請を行うときは、上場審査料を無料とする

出典：【東京証券取引所】新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応に係る有価証券上場規程等の一部改正について
https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/nlsgeu000004ozq1-att/gaiyo.pdf

日本公認会計士協会、企業会計基準委員会の見解

検討中・報道情報
（2020.5.25時点）

操業、営業停止中の固定費等の会計処理についての考え方

- 企業会計原則の注解注12において、特別損益の内訳項目に臨時損益があげられている。そのため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために生じた以下のような費用・損失は損益計算書上、特別損失に計上することも可能と考えられる。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための政府や地方自治体による要請や声明等に関連せず、経常的な経営活動に伴う業績不振等による損失は特別損失には該当しないとされる。

  ①政府や地方自治体による要請や声明等により、例えば、被監査企業が店舗の営業を停止又はイベントの開催を中止したときに、当該営業停止期間中に発生した固定費や、当該イベントの開催の準備及び中止のために直接要した費用

  ②政府や地方自治体による要請や声明等により、被監査企業の工場が操業を停止又は縮小したときの異常な操業度の低下による原価への影響

出典：【日本公認会計士協会】新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その４）
https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-99-0-2-20200422.pdf

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方

- 会計上の見積りとは「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」と定義されている（企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4項(3)）。そのため以下のように考えられる。

  ①新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要があるものと考えられる。

  ②一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を可能な限り用いることが望ましい。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りの参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できないことが多いと考えられる。この場合、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自ら一定の仮定を置くことになる。

  ③企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらないものと考えられる。
  ※「誤謬」とは、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又は誤用したことによる誤り

  ④新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定は、企業間で異なることになることも想定されるため、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられる。また、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められるものと考えられる。
  ※当年度重要性が乏しい場合であっても、翌年度に重要な影響を及ぼすリスクがある場合は、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが財務諸表の利用者に有用な情報を与えることになると思われ、開示を行うことが強く望まれる

出典：【企業会計基準委員会】第429回企業会計基準委員会（2020年4月9日開催）議事概要
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20200409_429g_02.pdf
【企業会計基準委員会】第 432 回企業会計基準委員会（2020 年 5 月 11 日開催）議事概要
https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20200511_432g_02.pdf

©AGS Group All rights reserved

更新履歴

確定情報

金融

（2020.5.25、2020.5.18基準）
- 変更なし

社会保障

（2020.5.25基準）
- 雇用調整助成金の更なる拡充について：詳細については2020年5月19日（火）に発表予定を削除
- 働き方改革推進支援助成金 テレワークコースに提出期限を追記
- 感染拡大防止協力金（第2回）実施概要を追加

（2020.5.18基準）
- 雇用調整助成金緊急対応措置の特例措置（拡充）を削除
- 小規模事業主以外の平均賃金額の算定方法、休業等計画届の提出不要を追記
- 個人に対する支援（特別定額給付金）を削除

税制

（2020.5.25基準）
- 変更なし

（2020.5.18基準）
- 特例措置一覧及び役員給与に関する考え方を削除
- 家賃の減額に関する考え方を再掲
- 「消費税率等の経過措置について」の記載を追加

会計等

（2020.5.25基準）
- 会社法計算関係の定時株主総会における報告について図を追加

（2020.5.18基準）
- 貸借対照表、損益計算書等のウェブ開示によるみなし提供制度を追加（5.11基準より掲載開始）

検討中・報道情報

金融

（2020.5.25基準）
- 政府系金融機関等の資本注入による支援（官民ファンド）について内容を追記
- 政府系金融機関による資本支援について記載内容を変更

（2020.5.18基準）
- 政府系金融機関による資本支援を追加

社会保障

（2020.5.25基準）
- 変更なし

（2020.5.18基準）
- 休業者に対する新たな制度（休業者給付金）の検討を追加
- 雇用調整助成金について、対象労働者１人１日当たり8,330円の上限額を、15,000円へ引き上げ検討を追加

税制

（2020.5.25、2020.5.18基準）
- 変更なし（検討中・報道情報の記載なし）

会計等

（2020.5.25基準）
- 変更なし

（2020.5.18基準）
- 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方について追記（5.11基準より掲載開始）

©AGS Group All rights reserved